

国税庁への事前照会は必須の状況に

節税が主目的の保険商品は 事実上シャットアウト

金融庁は7月14日、マニユライフ生命保険株式会社（本店：東京都新宿区）に対し、業務改善命令を発出するとともに、節税を主たる目的として販売される保険商品への対応について、国税庁と更なる連携強化を図っていく方針を明らかにした。金融庁は、保険商品の審査段階で税務上の取扱いについて国税庁に事前照会を行うよう保険会社に働きかけるとともに、事前照会が行われない場合には新たな保険商品の認可がなされない可能性もあるとしている。

通達改正後も通達の抜け穴をついた保険商品を販売

今回、業務改善命令が発出されたマニユライフ生命保険は、2019年2月以降、金融庁が保険本来の趣旨を逸脱するような募集活動を行わないよう注意喚起を行っていた中、名義変更プランと呼ばれる保険商品の販売を組織ぐるみで推進したとされている。

名義変更プランとは、低解約返戻金型定期保険等を活用し、法人から個人（役員等）に名義変更（資産移転）を行うことで、法人と個人の税負担の軽減が可能となる点に着目し、保険期間当初の低解約返戻金期間中に法人から個人に名義変更を行い、当該期間経過後に解約することを前提とした保険加入を推奨する手法。国税庁が2019年6月に法人税基本通達、2021年6月に所得税基本通達を改正したことにより（本誌878号等参照）、名義変更プランの節税メリットは大幅になくなったが、同社の場合は、その後も通達の抜け穴について、年金保険を利用した名義変更プランによる募集を行い、契約者に対して租税回避的な行為を推奨していたという。

現状、同社の保険商品に対して多数の苦情

が発生しているわけではないが、金融庁は、契約者が実際に名義変更を行う際に、初めて税務上の節税効果を受けることができなくなったことを認識する可能性があり、契約者被害が増加する可能性があるとして指摘している。

事前照会がなければ認可されない可能性大

今回の事例を重く見た金融庁は、同社に対して業務改善命令を発出するとともに、節税目的の保険商品について、国税庁と連携し対応を強化する方針を明らかにした（図参照）。

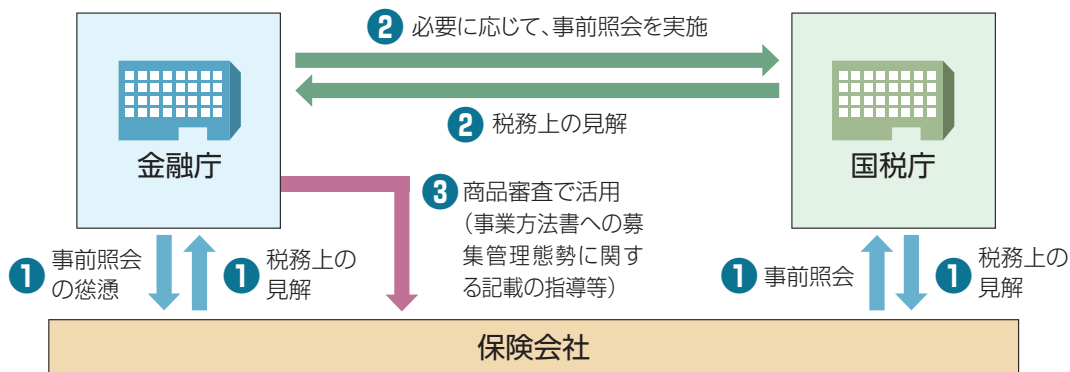
具体的に保険商品の審査段階では、金融庁から保険会社に対して、国税庁に税務に関する事前照会を懇請する。商品審査の段階から国税庁と連携することにより、経済的保障・補償を行うことにより個人生活や企業経営の安定を支えるという保険本来の趣旨を逸脱するような保険商品は認可しないようにする。

また、金融庁が保険会社から説明を受けても節税目的に使用されるのではないかとの疑念が生ずる場合には、保険会社からの同意を得た上で、金融庁から国税庁に事前照会を実施することもあるとしている。仮に保険会社

【図】 商品審査段階及びモニタリング段階での国税庁との取組み

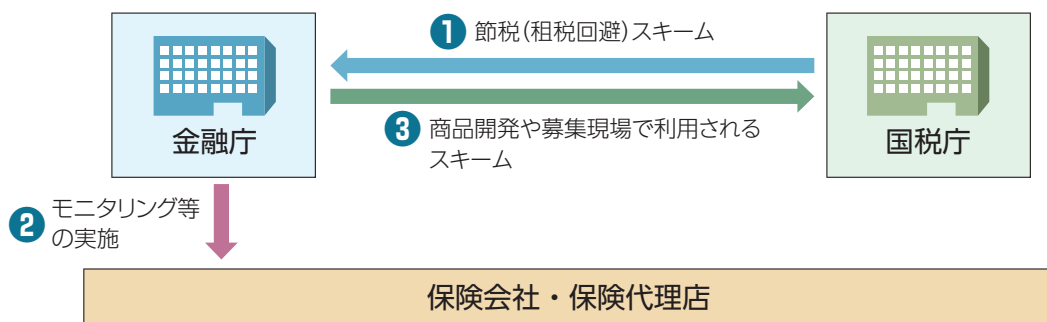
商品審査段階

- ① 金融庁から保険会社に対して、**国税庁への税務に関する事前照会を従憑**
- ② 保険会社から**同意を得た上で**、必要に応じて、**金融庁からも国税庁に事前照会を実施**
- ③ 金融庁において、**事前照会の結果を商品審査で参考情報として活用(事業方法書への募集管理態勢に関する記載の指導等)**



モニタリング段階

- ① 両庁の定期的な意見交換の場等を通じて、国税庁から金融庁に対して、保険商品に関する**節税(租税回避)スキームの情報提供**
- ② 金融庁において、国税庁からの情報や独自に把握した情報を活用し、**保険会社・保険代理店における募集管理態勢の整備状況や販売実態等のモニタリング等を実施**
- ③ 金融庁から国税庁に対して、**商品開発や募集現場で利用されるスキームの情報提供**



(出典：金融庁)

の同意が得られなかった場合には事前照会ができないことになるが、この点、金融庁は、必要な情報を得ることができなかったとして保険商品を認可しない可能性もあり得るとの見解を示している。実質的に新たな保険商品については、国税庁への事前照会が必須とな

り、今後、節税目的の保険商品は事前にシャットアウトされることになりそうだ。

そのほか、金融庁は国税庁と定期的に意見交換を行い、税務調査で得た保険商品に関する節税スキームの情報などを提供してもらうこととしている。